

令和5年

第3回3月定例教育委員会議事録

令和5年3月28日

大野城市教育委員会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招集日 令和5年3月28日
- 開会時間 午前10時00分
- 閉会時間 午前11時20分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

### 3 会議次第

#### (1) 議事録署名委員

- 令和5年第2回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
- 第3回議事録の署名委員 高木 和敏 委員

#### (2) 議事

- 第4号 小学校・中学校管理職員等の人事について
- 第5号 教育委員会事務局職員の人事について
- 第6号 大野城市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について
- 第7号 大野城市生徒指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第8号 大野城市立学校等に勤務する会計年度任用職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 第9号 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱及び大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第10号 大野城市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第11号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第12号 令和5年度大野城市教育振興基本計画について

#### (3) 教育長報告 なし

#### (4) 報告

- ①大野城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### (5) その他

- ①3月定例議会一般質問の概要について
- ②大野城市立中学校新制服デザインの決定について
- ③教育長の業務報告（3月分）
- ④教育委員会の主な行事・業務の予定（4月分）

- |   |         |   |   |                |
|---|---------|---|---|----------------|
| 4 | 出席した委員等 | 伊藤 啓二（教育長）<br>松本 民仁   | 高木 和敏<br>高野 英機  | 梶原 千春<br>山口 典子 |
| 5 | 欠席した委員  | なし  |   |                |
| 6 | 出席した職員  | 教 育 部 長<br>教 育 政 策 課 長<br>教 育 振 興 課 長<br>教 育 支 援 課 長<br>教育支援課主幹指導主事<br>ス ポ ー ツ 課 長<br>教 育 政 策 課 係 長<br>教 育 政 策 課 担 当<br>教 育 政 策 課 担 当 | 日 野 和 弘<br>橋 元 啓 樹<br>中 島 大 輔<br>山 崎 栄 子<br>清 尾 昌 利<br>中 川 啓<br>川 口 司 寛<br>藤 本 真 理 子<br>佐 藤 恵 士 |                |
| 7 | 会議の書記   | 教 育 政 策 課 担 当   | 佐 藤 恵 士   |                |

午前10時00分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和5年3月の定例教育委員会を開会いたします。いよいよ本年度も最後の会となりました。よろしくお願いいたします。

[会議録承認]

○伊藤教育長

それでは、まず議事録の承認に入ります。

前回の2月定例会で梶原委員さんをお願いをしておりましたので、御署名をお願いいたします。

○梶原委員

はい。

○伊藤教育長

それでは、今回の議事録の署名については、高木委員さんをお願いいたしますので、次回の委員会において御署名をお願いいたします。

○高木委員

はい。

[議 事]

○伊藤教育長

それでは、議事に入ります。

[第4号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について]

[第5号議案 教育委員会事務局職員の人事について]

○伊藤教育長

まずは、第4号議案及び第5号議案は人事案件ですので、これを非公開としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、第4号議案及び第5号議案の審議につきましては、非公開とします。  
議事録作成用の録音を一旦停止して、事務局職員は退席をお願いいたします。

[録音停止]

○伊藤教育長

それでは、再開します。

[第6号議案 大野城市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について]

[第7号議案 大野城市生徒指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について]

[第8号議案 大野城市立学校等に勤務する会計年度任用職員等の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する規程の制定について]

[第9号議案 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱及び大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○伊藤教育長

第6号議案から第9号議案までは、適応指導教室の名称等の変更に係る議案になりますので、一括して審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、各議案について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

それでは、第6号議案から第9号議案まで一括して御説明させていただきます。  
資料のページ数は1ページからになります。

まず、第6号議案の大野城市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定についてでございます。

本件につきましては、本日説明用の資料としてお手元に1枚資料をお配りさせていただいております。こちらのほうも併せて御覧いただければと思います。

現在、本市におきましては不登校の児童・生徒が年々増加をしております、不登校児童・生徒の支援策の一環として、令和5年度からオンラインを活用した学習支援授業を開始することとしております。

そのオンライン授業につきましては、現在、北コミュニティセンターに設置をしております適応指導教室を拠点に配信することを考えておまして、この事業をきっかけに、大野城市の適応指導教室の在り方そのものや名称も見直しを行おうということで今回この要綱改正に至ったものでございます。

従前より、適応指導教室という名称が、児童・生徒の学校復帰を前提とした集団への適応を指導する教室という意味であったことから、子供たちからも好ましく思われていなかったという点もございまして、今回、適応指導教室の名称を未来づくり支援センターという名前に変更しております。

今回の適応指導教室の見直しの概要について説明をいたします。本日お配りした説明用資料を御覧ください。

今回見直しを行った点につきまして、資料の上のほうに見直した点をまとめております。右側のほうの、見直し後、未来づくり支援センターと書いているところを御覧ください。

まず、設置目的ですが、これまでは学校復帰を目的としておりましたが、今回の見直しでは児童・生徒の社会的自立を目的とするということで、設置目的を見直しております。

続きまして人員体制ですが、これまでは指導員が2名、サポートティーチャーが1名の3名体制で適応指導教室を行っていましたが、次年度、令和5年度からにつきましては、指導主事を1名配置し、あと指導員を2名、サポートティーチャーを1名ということで4名体制で実施することとしております。

続きまして、所掌事務ですが、未来づくり支援センターを不登校支援の拠点施設と位置付けまして、これまで行ってまいりました適応指導教室に加えまして、不登校の支援事業や保護者支援なども、ここでも行っていくということを考えております。

また、適応指導教室は通級制と在宅制という2つのパターンの中から選べるように

いたしまして、どうしても自宅から出られない子供たちにつきましては、在宅制ということで、自宅でオンラインを活用しながら個別の学力に応じた学習権の保障を行っていくということを考えております。

また、現在、教育支援課の中で行っております不登校児童・生徒に関する保護者からの相談対応につきましても、未来づくり支援センターにおいても対応できるようにしてまいります。

あわせて、学校や関係機関だけでなく、民間で行っているフリースクールやNPOなどの団体がございますが、そういう不登校支援を行っている団体等とも連携をしながらネットワークを構築していけるように進めてまいることにしております。

資料の下のほうの未来づくり支援センター運営構想図を御覧ください。

未来づくり支援センターで行う業務内容について整理をしております。各小中学校とも連携しながら、取組を進めてまいります。

続きまして、第7号議案から第9号議案までですが、これらの3本の規則、規程、要綱につきましては、条文の中に「適応指導教室」という名称が入っていたことに伴いまして、今回、名称を変更するものでございます。

説明は以上になります。

#### ○伊藤教育長

それでは、ただいま第6号議案から第9号議案までに関わる変更の内容等を説明いただきました。今の説明について何か御質問はございませんでしょうか。

梶原委員。

#### ○梶原委員

質問ではないんですけども、名前がちょっと長くて、会話の中に出しにくいというか分かりにくいというか。何か愛称みたいな、例えば、ちっちゃい子だと「いちご教室行ってみたら」とか気軽に会話の中に出しやすかったんですけども、これだとなかなか、どんなものという興味がちょっと引きにくいかなという気がして、会話に出しやすいような愛称みたいなのがあればいいなってちょっと思いました。

適応指導教室も、困っている人にとっては分かりやすく、あそこに頼ってみようかなと思ったりしていたんだらうと思うんですけども、今度、ちょっと母親の会話の中に出しにくいというか、ちょっとなじみが、逆にイメージがつきにくいのかなと

いう気がして、それだったらいっそ、愛称みたいなものを出して、「前は適応指導教室って言っていたんだけど、今これになったんだよ」と。移行期間もあるし、話しにくかったりするのかなという気がするので、愛称とかを、募集とかじゃなくても、決めたらどうかなって思います。

#### ○山崎教育支援課長

ありがとうございます。やはり「未来づくり支援センター」というイメージがちょっと分かりにくいというのもあって、適応指導教室にかわる通級制の教室も名称が必要だろうということで、愛称として、通級制の教室のほうは「未来教室コンパス」という名前にしようということで考えております。

なので、コンパスというような形で皆さんに呼んでもらえれば、あそこは適応教室だなというのを浸透していくように、頑張って周知をしようと思っておりますので、そのような形で進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

#### ○梶原委員

ありがとうございます。

#### ○伊藤教育長

おっしゃったとおりで、できるだけ呼びやすいものがいいと思います。未来づくり支援センター、これは一つの機構として、どうしても名称をきちんと持つておかないといけませんので、愛称として、通級制の教室をコンパスという愛称で言いながら、未来づくり支援センターの全体を指していければいいのじゃないかなというふうに思っています。

そのほか何かありますでしょうか。高野委員。

#### ○高野委員

要望なんですけれども、適応指導教室を未来づくり支援センターという名称に変更、内容も変わってきていると。もともと教育振興基本計画の中の項目にある教室なので、できれば、早くからこれは検討されてあったのでしょうから、変更するのであれば、基本計画を前回、前々回で検討を私たちしたわけなんですけれども、そのときに出してお

いていただけると、もっと質問が出せたのかなという気がします。今後、こういった変更があるときは、事前をお願いしたいと思います。

以上です。

○伊藤教育長

山崎課長。

○山崎教育支援課長

その点につきましては、今回提出が遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。

本来であれば、2月か1月にかけてということ考えていたんですけども、どうしても内部の調整がつかずに、3月にずれ込んでしまいまして、今回初めて提出をさせていただくということになってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○伊藤教育長

それでは、またタイムスケジュール等も考えながらお願いしたいと思います。

そのほか何かありますでしょうか。山口委員。

○山口委員

質問なんですけれども。通級と在宅での対応ということで、在宅はICTを使ったオンライン授業と書いてあるんですけども、学年が違ったり勉強する内容が違ったりすると思うんですが、その辺りの仕組みというのを詳細に教えてください。

○伊藤教育長

山崎課長。

○山崎教育支援課長

実際のところはこれから新年度に入って検討を進めていくことになりますが、基本的には、通級制の、北コミでやっているほうも同じなんですけれども、自学がベースになります。自分で学習を進めていくということが基本的にはベースになっておりま

すので、オンライン上でいろいろドリルだとか動画とかございますので、そういうのを組合せながら学習を進めていけるようなサポートを行っていくという形になってくるかと思います。

その形づくりにつきまして、令和5年度から検討を開始いたしまして、令和5年度中にはその事業をスタートできるように検討を進めてまいる予定でございます。

以上になります。

○伊藤教育長

山口委員。

○山口委員

学校の授業をオンラインでという対応とかは、なかなか難しいのでしょうか。

○伊藤教育長

清尾主幹指導主事。

○清尾教育支援課主幹指導主事

現在、不登校児童・生徒に対してのオンライン授業は既に実施しておりますので、希望があればすぐにスタートはできます。

ただ、多くの不登校児童・生徒につきましては、やはり長期間教室から離れて、学習から離れているので、そこをリカバーするのがなかなか難しかったり、オンタイムの授業を受けるのが難しかったり、中学校の不登校生徒の多くはやはり学習についていけなくて、なかなか足が向かない子も多くいますので、その子に応じた学習の提供をしていかないといけないかなと思っております。

以上です。

○山口委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

よろしいですか。

○山口委員

実際、今、不登校で、ずっとオンラインで継続的に授業を受けている児童とか生徒とかはいらっしゃるんですか。

○伊藤教育長

清尾主幹指導主事。

○清尾教育支援課主幹指導主事

12月議会で質問が出たときに回答をしたんですが、その当方で小学校で10名弱だったと思います。小学校で7、8名、中学校で5、6名継続的に受けている児童がその時点ではいました。

ただ、学校のほうにヒアリングしてみると、やはり学習につまずきを多く感じているお子さんがいるので続きにくいという課題がありますので、その辺も今後検討していきたいなと思っています。

以上です。

○山口委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

個別に対応するってなると、その人員であるとか様々な面で、いろいろ考えてはみるんですが、実際の実効性では難しい部分もあります。今、こうやって改正をしながら、やりながら、また課題を明確にして、それを解決するためにどういうふうにしていくかということを考えていきたいと思っていますので、またいろいろ途中での経過もぜひ説明をしていただきたいながら議論ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほか何かありますかでしょうか。

高木委員。

○高木委員

せっかくこういう適応指導教室から、不登校をなくそうと、通級とか、いい仕組みができたと思います。ですから、一番の願いは不登校生徒、あるいは学校に来られていない本人や親御さんに、こういうふう組織も変わって、サポートの人員も増え、行政側も取り組むということをもものすごく私はアピールしていいと思います。これが「絵に描いた餅」にならないで、これだけ行政も頑張っていますと。そしてお互い協力していきましょうと。そのアピールといいますか、どういうふうに説明されるのかなと思います。校長先生からなのか、それとも、先生たちなのか、当の本人までどういうふうに伝わるのかなと思います。

今度、運営される先生、指導主事と指導員ですか、教員免許を持った人が入られるみたいですがけれども、いかに行政として取り組んでいるか、組織はこうやってしていると、親と子供に浸透しないと駄目だと思います。

その辺は早急に、令和5年度から完全にゼロになってくるとは思っておりません。でも、これだけ努力しているんですよと。だから君も頑張ろうというふうな姿勢を私は大いに出すべきだと思います。よろしく願いしておきます。

○山崎教育支援課長

ありがとうございます。

○伊藤教育長

それでは、PRの仕方、浸透の仕方、それぞれ工夫をしていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

そのほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、たくさん意見いただきましてありがとうございました。

これより、採決に入りたいと思います。

第6号議案から第9号議案について、承認することに異議はありませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第6号議案から第9号議案について承認すべきものと決めます。

[第10号議案 大野城市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○伊藤教育長

続けて、第10号議案、大野城市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

第10号議案につきまして、説明をさせていただきます。34ページからをお開きください。

大野城市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱になります。

本件につきましては、これまで道徳教育推進協議会として、学校関係者及び児童・生徒の健全育成に資する活動を行う市民の皆さんで構成した会議を設置し、大野城市の道徳教育について議論を行ってまいりました。

ただ、ここで、10年あまり各学校における学校運営協議会の活動が定着をしまして、それぞれの学校において学校運営協議会が教育課程や学校運営に対し一定の役割を果たしているという現況がある中で、道徳教育推進協議会も位置づけとしては役割を終えたのではないかというような議論になりまして、今年度をもってこの道徳教育推進協議会につきましては、発展的解消をするということに至りました。

道徳教育推進協議会は今年度をもって解散するということになりましたが、これまで行ってまいりました心の教育の公開授業や心の教育フェスティバルにつきましては、引き続き学校の教員と教育委員会が中心となって構成をしております道徳教育実行委員会という委員会がございまして、そちらのほうで引き続き事業を行っていくということで整理をいたしましたので、本要綱につきましては名称を大野城市道徳教育実行委員会設置要綱と変更いたしまして、実行委員会において事業が行えるように所要の改正を行うものでございます。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第10号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、異議なしということで、第10号議案について承認すべきものと決めます。

[第11号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について]

○伊藤教育長

続いて、第11号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、中川スポーツ課長、説明をお願いします。

○中川スポーツ課長

それでは、資料の37ページです。

第11号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

大野城市スポーツ推進委員は、地域のスポーツを推進するために行政と地域間の連絡・調整、また、市民へのスポーツの実技指導を行っております。その他、スポーツイベントへの協力なども行っていただいている方となっております。

任期は2年間となり、今回、令和5年3月31日で任期が満了することから、大野城市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

資料の38ページを御覧ください。

今回新たにスポーツ推進委員の委嘱について、そちらに表を載せております。氏名、

それから所属等、これは推薦母体となります、それから選出区分、第1号、第3号、第4号と記載しておりますが、第1号につきましては、規則の第4条第1号ということで、公益財団法人大野城スポーツ協会から推薦された者、それから第3号につきましては各地区コミュニティ運営協議会から推薦された者、第4号につきましては障害者福祉団体から推薦された者というふうに規定しております。

今回、令和5年4月1日からは令和7年3月31日までの2年間の委員の委嘱をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、何か質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、質問がないようですので、これより採決に入ります。

第11号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第11号議案について承認すべきものと決めます。

〔第12号議案 令和5年度大野城市教育振興基本計画について〕

○伊藤教育長

続いて、第12号議案、令和5年度大野城市教育振興基本計画について、橋元教育政策課長、説明をお願いします。

○橋元教育政策課長

それでは、第12号議案、令和5年度大野城市教育振興基本計画について御説明をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

こちらの下段のほうに、理由を記載させていただいております。

大野城市教育施策大綱（平成31年度から令和5年度）に掲げられる今後の教育施策の基本目標を具現化するため、令和5年度における取組や重点目標を定めるものとしております。

詳細な内容につきましては、担当より説明をさせます。よろしくをお願いいたします。

#### ○藤本主任主事

大野城市教育施策大綱に挙げられる今後の教育施策の基本目標を具現化するため、教育委員会の取組に特化し、令和5年度における取組や重点目標を定める令和5年度大野城市教育振興基本計画を策定いたしました。

本報告書は、教育委員会各課において令和5年度の実施について策定し、教育政策課にて取りまとめた段階で全職員への意見募集を行いました。

その後、教育委員の皆様のご意見を踏まえまして、先月の教育委員会協議会にて協議いただきまして、必要な修正等の調整や写真の追加を行い、作成いたしました。また、先ほどの未来づくり支援センターの箇所も修正しております。

なお、令和4年度から市長部局に移管されました文化財行政につきましても、現在の教育施策大綱の期間が平成31年度から令和5年度となっておりますので、その期間は教育振興基本計画に記載することとしております。

なお、令和6年度から教育施策大綱が改定されますので、令和6年度からの教育振興基本計画も大綱に合わせ、内容等を改定する予定としております。

最後に、今後のスケジュールですが、今回の議案を可決いただきましたらその後ホームページにも掲載し、広く市民に公表する予定としております。また、6月議会の福祉教育委員会において市議会に報告する予定でございます。

説明は以上です。

#### ○伊藤教育長

山崎課長。

#### ○山崎教育支援課長

補足で説明をさせていただきます。

基本計画の16ページのほうをお開きいただきたいんですが、先ほど御承認いただきました道徳教育実行委員会の件でございます。

表の一番下の②のところですが、道徳教育実行委員会の開催ということで記載させていただいております、令和5年度の実組内容のところは大野城市道徳教育推進協議会支援事業ということで旧名称が残ったままになっておりますので、これは今回御承認いただいたということで、道徳教育実行委員会支援事業に修正させていただいた上で御承認していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長

16ページの名称の変更を承認いただければ、その変更をしてホームページに載せるということですね。

今説明いただきましたので、先ほどの未来づくり支援センターのところの19ページの説明をしていただければと思います。

○山崎教育支援課長

適応指導教室の件につきましては、未来づくり支援センターということで名称を変更させていただいておりますので、そちらのほうの修正はございません。

以上です。

○伊藤教育長

じゃあ、今回の部分でこれが未来づくり支援センターに変わっているということですかね。

○山崎教育支援課長

はい。

○伊藤教育長

それでは、2月の段階で御指摘いただいたようなところもあったと思いますので、見ていただいて修正がされているかどうか確認をいただきながら、何か御質問等があればお出しください。高野委員。

○高野委員

先ほどの19ページの適応指導教室の機能充実の件ですけど、書き方としてはもう「未来づくり支援センター（旧適応指導教室）」としたほうがよろしいんじゃないでしょうか。文章的には。

○藤本主任主事

この④と書いてある適応指導教室の機能の充実の欄が、教育施策大綱と同じ記載をするようにしておりましたので、大綱のほうが適応指導教室の機能の充実のままに今現在なっておりますため、そちらを残して、括弧書きで現未来づくり支援センターとさせていただきます。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。梶原委員。

○梶原委員

名前が変わるというところがどこかに書いてありますか。例えば用語解説とかで、未来づくり支援センターは適応指導教室がいつから変わりますとかいう表記みたいなのは入れてあるんですか。入れたほうがいいかなって思うんです。PRにもなるかなと思うんですけれども。

○伊藤教育長

橋元課長。

○橋元教育政策課長

御指摘の用語解説のほうはまだ記載がございませんので、よろしければ、申し訳ございません、20ページの用語解説のところに加えさせていただければなと考えております。

改めてもう1つ、先ほど山崎のほうから提案がございました、もう1つの用語の変更のほうも用語解説を加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤教育長

先ほどの事業名としては、施策大綱のほうにその用語があるのでそのままということではないんですか。その16ページの大野城市道徳教育推進協議会支援事業は変えていいんですか。

○伊藤教育長

橋元課長。

○橋元教育政策課長

支援事業の事業名自体は、先ほど担当が御説明しました教育施策大綱にそちらの文言はございませんので、そちらのほうは変更していいんじゃないかなということで考えております。

なお、先ほど担当のほうから教育施策大綱と同じ文言ということで、それが上位計画とつながりが分かるように入れさせていただいておりますが、教育施策大綱も令和5年度までになりまして、6年度から新しくなりますので、その際には、こちらの文言を使う場合には、新しい言葉のほうに全て変えさせていただければなど考えております。

以上です。

○伊藤教育長

ということで、施策大綱に合わせている部分と、それから、事業名についてはそれぞれの事業で施策大綱に載っていない部分で変更をするという形ということです。

そのほか何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

高木委員。

○高木委員

行政が大綱をつくり、一般市民が見るわけですね。事業も次に進んでいるので、先ほど梶原委員が言った、未来づくり支援センターをその名称で、適応指導教室を旧にしたほうが分かるんじゃないですかね。我々は知っていますけれども、一般にアピールする場合、疑問に思う人が出てくる可能性がある。それよりも、変わるのであれば、大綱で決まっているから変えられないじゃなくて、未来づくり支援センターを入れて、

括弧で旧適応指導教室という名称のほうがよりクリアになるような気がします。

○伊藤教育長

橋元課長。

○橋元教育政策課長

御意見ありがとうございます。実はこちらのほうの名称をどうするかというのは、担当のほうと議論をさせていただいておりました。

最初、委員さんがおっしゃるとおり、新しい名称を前面に押し出していくのもどうかということと考えたんですが、一応今のところの事務局の結論としては、名称を残して2段書きしたほうがいだろうということでもさせていただいておりましたが、今そういった御意見をいただきましたので、もう一度教育委員会の中で議論させていただいて、私も御意見を伺っていて、確かにもう新しい文言で下に施策大綱と同じ文言を載せても、別に何かに影響があるということではございませんので、できればこちらのほうで変更させていただければなということでも考えております。

以上です。

○伊藤教育長

それでは、今御意見をいただいたことも踏まえて、ちょっと全庁的な部分もあると思いますので、協議をしてもらって、変更ができるのであれば分かりやすいように新しいところがPRをしようということですから、その部分が分かるように変えていただくということでもよろしいでしょうか。

○高木委員

はい。

○伊藤教育長

では、教育委員会でもう出す時間はありませんけれども、今の部分、御意見を踏まえて変更をしてホームページに載せるという形で御了承いただいてよろしいでしょうか。梶原委員。

○梶原委員

この写真の下の未来づくり支援センターの下にも括弧で、旧適応教室って書いてもらって、変わったというのが分かるようにしたほうがいいと思います。これだけ見たら何だろうって、新しいものかなって思うので、そこが分かるように詳しく、いっぱいスペースがあるので、入れてもらったらいいかなと思います。

○伊藤教育長

ありがとうございました。

それでは、たくさん質問と御意見もいただきましたので、それを踏まえて改善をしてもらいまして、あと確認は私に一任していただいてよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

では、私のほうで修正を確認した上で、ホームページに載せさせていただきます。

それでは、今の議論を踏まえまして、第12号議案、これより採決に入ります。

第12号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、意見を踏まえて改善していくということで、異議なしということで決めます。

それでは、次に進みます。

〔教育長報告について〕

○伊藤教育長

続いて、4番の教育長報告。教育長報告は、今回案件がありませんので、なしということになります。

[報告について]

○伊藤教育長

続いて5番、報告に移ります。

それでは、大野城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、中島教育振興課長、説明をお願いいたします。

○中島教育振興課長

それでは、説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

条例の改正理由といたしましては、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、改正を行ったものです。

2に記載してありますとおり、安全計画の策定に関する規定と、3、業務継続計画の策定に関する規定を追加するとともに、4、衛生管理費に関する定期的な訓練の実施について改正を行ったものです。

改正の内容について御説明いたします。

まず、43ページをお願いいたします。

一番下のところになりますけれども、第6条の2といたしまして、放課後児童健全育成事業者に対して留守家庭児童保育所ごとに利用児童の安全の確保を図るための安全計画の策定、職員研修等の実施、保護者への取組内容の周知、定期的な計画の見直し等を義務づける規定を追加しております。

46ページをよろしくをお願いいたします。

真ん中の辺になりますけれども、第12条の2、こちらのほうに感染症や非常災害の発生時に業務を継続的に実施するための業務継続計画の策定、職員研修等の実施、定期的な計画の見直し等を義務づける規定を追加したものでございます。

またその下、第13条におきまして、一番下のほうに下線を引いておりますけれども、感染症及び食中毒の発生等の防止のための具体的な対策として、職員研修、訓練を定期的に実施するよう努めることを規定したものでございます。

以上3点でございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。山口委員。

○山口委員

今回の改正は今言われたところだけですか。

○伊藤教育長

中島課長。

○中島教育振興課長

今回改正を行ったのは、先ほど言った43ページにあります第6条の2の安全計画の策定、これを今までこういった規定がなかったのを追加するのと、46ページの第12条にありますように業務継続計画、こちらも今まで策定等の規定がありませんでしたので、こちらを策定することというのが追加の2点でございます。

それと46ページが一番下のところで、今まではそういった食中毒が発生したとき蔓延しないように必要な措置を講じるというふうにしていたんですけれども、そちらを具体的な対策として職員研修、訓練、定期的を実施するというのを努めるということに規定を修正したものの3点でございます。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

○山口委員

49ページの附則の2のところで、「小学校に就学している児童」とあるのは、「第1学年から第3学年までに在籍している児童」とする、というのは何を意味しているのでしょうか。

○中島教育振興課長

42ページが一番下に第5条があると思うんですけれども、放課後児童健全育成事業における支援はとありますけれども、そこから、43ページのところに記載してある内

容がそちらの内容でございます。

「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭地域等との連携のもと発達段階に応じた主体的な学びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない」。小学校の児童というのはそういったところでございます。

ただ、条例としてはこのようになっておりますけれども、大野城市としては規則等で、小学校6年生までこういった児童に関しまして受入れを行っておりますので、条例としては、こういった記載になっておりますけれども、規則等で、大野城市につきましては6年生までこういった児童に関しては受入れを行っているというところで運用しているところでございます。

以上です。

○山口委員

条例で決まっていることが書いてあるんですね。

○中島教育振興課長

はい、そうです。

○山口委員

それに対して大野城市は3年生までじゃなくても6年生までということですね。あと人数に関しても書いてあるんですけども、46ページの一番上の4のところ、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」ということに対する附則ということで、この条例の49ページ、5番、「この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業に係る第10条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「40人」とあるのは「70人」とする」の文があるんですけども、こちらの数字の意図を教えてください。これは大野城市がつくっているのではなくて、国がつくっているのはもう「70人」とある程度幅があるということですか。

○中島教育振興課長

おっしゃるようにこの条例につきましては、国の法律等に従って制定しております

ので、国のほうで40人のところ70人とするとなっておりますので、記載としてはそのままの記載でしております。

ただ、大野城市につきましては、現状ではおおむね36人を基準として40人以下というところでは、36人を基準として支援員等の配置も行っているところでございますので、そのように理解していただければと思います。

○山口委員

はい、分かりました。理解できました。

○伊藤教育長

条例とそれから運用規則等で、文言が違ってくるか当然あるかなとは思いますが、それを踏まえながら条例等の見直しも行えるのであれば、検討していただくほうが誤解のないかなというふうに思いますので、そこも含めて今後よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかありますでしょうか。高野委員。

○高野委員

同じく49ページの一番下の経過する措置をとられるんですけれども。経過措置にしなければならぬ理由というのを教えていただければ。

○中島教育振興課長

こちらに関しましても、厚生労働省令の中で経過措置をとるということになっておりますので、それにのっとってしております。

ただ、大野城市に関しましては、令和5年度から新しく契約を結ぶに当たりまして、安全計画の策定及び業務継続計画の策定は、もう年度当初から策定をしなければならないというふうに規定をしておりますので、そのようなことで運用はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○伊藤教育長

よろしいですか。

○高野委員

はい、結構です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの報告ですので次に進みたいと思います。また、御意見もいろいろありましたので、今後の検討よろしく申し上げます。

[その他]

- (1) 3月定例議会一般質問の概要について
- (2) 大野城市立中学校新制服デザインの決定について
- (3) 教育長の業務報告（3月分）
- (4) 教育委員会の主な行事・業務の予定（4月分）

○伊藤教育長

それではこれで3月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時20分 閉会